

令和3年度発達障害関係予算要望事項 に対する回答書



目次

(1) 支援員の支援技術の向上（当事者に寄り添う相談対応）	3
(2) 緊急時でも連携対応できる「トライアングルプロジェクト」の構築	3
(3) マスク着用が困難な発達障害者やマスク着用者の表情が読み取れない発達障害者への合理的配慮	3
2 障害福祉	4
(1) オンラインによる発達障害の理解啓発講演会の実施	4
(2) 発達障害者支援センターのリモートによる相談体制の整備	4
(3) 成人期の潤いファイルの見直し（親亡き後の支援内容の充実）	4
(4) 地域生活支援	4
(ア) 成人期以降の発達障害者（特に在宅者）に対する個に応じたサービスの提供	4
(イ) 発達障害者専用のグループホームの設置	5
(5) 家族支援	5
(ア) リモートによるペアレント・トレーニング学習の実施	5
(イ) 成人期以降の発達障害者（特に在宅者）がいる家族への支援の拡充	5
(ウ) 心身障害者扶養共済制度における精神障害者保健福祉手帳所持者の加入資格条件の見直し	6
(エ) 「COVID-19」に保護者が感染した際の発達障害児への生活支援	6
(6) 療育機関の増設と各区保健センターにおけるリモートによる発達相談の整備	6
(7) 通院できない発達障害のある人に対するオンライン診療の体制整備（医師会への提案）	7
3 教育	7
(1) 合理的配慮とインクルーシブ教育システムの充実	7
(ア) 合理的配慮に関する教育分野のガイドライン作成	7
(イ) 学校現場等における発達障害への差別及び偏見の解消と事例の蓄積	7
(2) 個に応じた適切な教育支援と潤いファイルの活用	8
(ア) 在籍校で通級指導が受けられる体制の整備（訪問指導とリモート指導）	8
(イ) オンライン教育の推進など ICT の環境整備と先端技術の効果的な活用	8
(ウ) 在籍級選択時の適切な情報提供（通常級における合理的配慮と情緒障害児学級の指導方法の違い）	8
(エ) 進路先との適切な引継ぎと連携の充実（潤いファイルの一層の活用）	8
(3) 学校卒業後の発達障害者における障害を通じた多様な学習活動支援（余暇活動に結び付く教育の充実）	9
4 就労	9
(1) 発達障害者就労支援センターと障害者職場定着部門の創設（県と同等の施設設備）	9
(2) ジョブコーチの増員と発達障害の研修の強化	9
(3) 事業所に対する発達障害者の雇用管理の普及啓発	10
(4) テレワーク等の在宅就労に対応できる職業訓練の実施	10

1 共通項目

(1) 支援員の支援技術の向上（当事者に寄り添う相談対応）

毎年、障害福祉サービス事業所等の職員向けに、障害者差別解消法や障害特性に応じた対応方法について研修を行っております。参加者の方々からは、各支援員が共通した知識を持つことができたとの感想もいただいております。今後も、こうした研修を通じて、支援員の支援技術の向上を図ってまいります。

【保健福祉局福祉部障害政策課】

(2) 緊急時でも連携対応できる「トライアングルプロジェクト」の構築

本市では、発達障害者支援地域協議会をはじめとして、特別支援ネットワーク連携協議会、発達障害者支援連絡協議会を設置しており、協議会を通じて、教育や福祉に係る支援者の連携関係の緊密化を図っております。また、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまでの相談機関を取りまとめた「保護者のための相談ガイド」を作成したほか、障害当事者や家族と各支援機関の情報共有ツールとして、潤いファイルを活用しております。平常時から教育や福祉の支援機関と家庭との連携体制を構築しておくことで、緊急時においてもスムーズな連携対応が可能になるものと考えております。

【保健福祉局福祉部障害政策課】

【教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室】

(3) マスク着用が困難な発達障害者やマスク着用者の表情が読み取れない発達障害者への合理的配慮

発達障害の方が、障害特性である感覚過敏によりマスクの着用が困難な場合があることや、マスクに代えてフェイスシールド等を着用することについて、職員研修や出前講座などにより、周知と理解の促進を図ってまいります。また、支援者がマスクを着用することで、表情が見えなくなることにつきましては、周囲の感染症対策の状況なども踏まえ、発達障害者一人ひとりの特性に合わせ対応するよう、併せて周知してまいります。

【保健福祉局福祉部障害政策課】

2 障害福祉

(1) オンラインによる発達障害の理解啓発講演会の実施

発達障害に関する理解と啓発を深めることを目的として例年、講演会を実施しておりますが、オンラインでの開催につきましては、本市や他の自治体で実施する講座や講演会を参考としながら、検討をしております。

【保健福祉局福祉部障害政策課】

(2) 発達障害者支援センターのリモートによる相談体制の整備

さいたま市発達障害者支援センターでは通常来所相談を行っておりますが、コロナ禍において、来所困難な方につきましては電話相談枠を設け対応いたしました。新型コロナウイルスの情勢に合わせて、今後も電話相談枠の確保や相談体制の整備について検討を重ねてまいります。

【保健福祉局福祉部障害者総合支援センター】

(3) 成人期の潤いファイルの見直し（親亡き後の支援内容の充実）

成人期の潤いファイルにつきましては、さいたま市発達障害者支援連絡協議会で委員の皆様幅広くご意見をいただき、多くの方がご活用しやすいようにと考え作成したものです。今後も引き続き当事者の方やご家族のご意見をいただきながら、さいたま市発達障害者支援連絡協議会等で内容の見直しを図ることを含めて検討しております。

【保健福祉局福祉部障害者総合支援センター】

(4) 地域生活支援

(ア) 成人期以降の発達障害者（特に在宅者）に対する個に応じたサービスの提供

さいたま市では、障害のある方の身近な相談支援機関として、障害者生活支援センターを市内に15箇所設置しております。

同センターにおいて、障害のある方の生活全般に関する事柄について、電話や支援者による訪問等で対応しておりますが、障害のある方の多様なニーズに対応できるよう、今後も適切な相談支援に努めてまいります。

【保健福祉局福祉部障害支援課】

(イ) 発達障害者専用のグループホームの設置

平成30年2月に策定した、さいたま市障害者総合支援計画において、平成30年度から毎年、市内のグループホームの定員数を60人分ずつ増やし、令和2年度までに180人分の定員を増やす計画とし、整備を促進しているところです。なお、国庫補助金によるグループホーム整備につきましては、医療的ケアを必要とする利用者や強度行動障害のある利用者など重度の障害者への対応が可能なグループホームなどを優先的に整備しているところです。今後も、障害者が自ら選択した地域で暮らすことができるよう、グループホームなどの住まいの整備を促進してまいります。

【保健福祉局福祉部障害政策課】

(5) 家族支援

(ア) リモートによるペアレント・トレーニング学習の実施

総合療育センターひまわり学園では、発達障害のある子どもを育てる保護者への支援として、ペアレント・トレーニングや保護者勉強会を実施しています。新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みとして、講座形式の保護者勉強会ではオンライン化の積極的な導入を考えております。一方、ペアレント・トレーニングについては、保護者と支援者の双方向的なコミュニケーションが必須であり、オンラインでは十分な支援が難しい可能性が考えられます。現段階では、感染予防に最大限配慮しながら、対面での実施に取り組んでまいります。

【子ども未来局総合療育センターひまわり学園育成課】

【子ども未来局総合療育センターひまわり学園療育センターさくら草】

(イ) 成人期以降の発達障害者（特に在宅者）がいる家族への支援の拡充

発達障害者支援センターでは、就労につながりにくい当事者に関わるご家族からのご相談をお受けしています。ご家族のお気持ちやご事情に合わせて、今取り組めることを一緒に検討し、福祉サービス等の情報提供もさせていただいております。今後も、ご家族の安心感につながるサポートができるよう努めてまいります。（お住まいの区の、区役所支援課へご相談がありました場合、速やかに発達障害者支援センターをご案内いたします。）

【保健福祉局福祉部障害支援課】

【保健福祉局福祉部障害者総合支援センター】

(ウ) 心身障害者扶養共済制度における精神障害者保健福祉手帳所持者の加入資格条件の見直し

さいたま市心身障害者扶養共済制度条例（以下「条例」）では、対象となる心身障害者について、国の条例準則に合わせ、「精神又は身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度が知的障害者及び身体障害者障害程度等級表の1級から3級までのいずれかに該当する障害を有する者と同程度と認められるもの」と定義しております。

これに基づいて、精神保健福祉手帳3級の方につきましては、手帳の等級のみをもって加入対象となるものではありませんが、追加で提出して頂く医師の診断書の内容をもとに、条例に定める要件を満たすか判定し、制度加入の諾否が決定されております。

【保健福祉局福祉部障害支援課】

(エ) 「COVID-19」に保護者が感染した際の発達障害児への生活支援

保護者が入院等により不在となる場合、令和2年4月10日厚生労働省通知「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた支援対象児童等への対応について」に示された通り、まずは親族に預けることができるか、または医療機関や宿泊施設を活用することができるか等、関係機関と協議して適切に対応してまいります。親族等による養育が難しい場合には、児童相談所による一時保護の対応を検討いたします。

【子ども未来局子ども家庭総合センター北部児童相談所】

【子ども未来局子ども家庭総合センター南部児童相談所】

保護者が感染し、入院となる場合、児童相談所による回答の流れのとおりとなるかと思われま。しかし、万が一、一時保護が難しい状況である場合は、区役所支援課等の窓口と受け入れ可能な場所について調整を図りたいと考えております。

【保健福祉局福祉部障害支援課】

(6) 療育機関の増設と各区保健センターにおけるリモートによる発達相談の整備

初診待ち期間や地域偏在などの課題を解決するためには、市の東部地域へ新たな療育機能の設置が必要であることから、岩槻区にある府内別館に療育機能を整備する方向で準備を進めます。

【子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課】

各区役所保健センターにおけるリモートによる相談対応について、現在、体制整備を行っているところです。

今後、どのような場面で活用できるか、発達に関する相談も含め検討してまいります。

【保健福祉局保健所地域保健支援課】

（7）通院できない発達障害のある人に対するオンライン診療の体制整備（医師会への提案）

発達障害のある方へ特化したものではありませんが、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の拡大に際して、オンラインや電話による診療、服薬指導の活用について、医師会や都道府県を通じて各医療機関へ周知しています。さいたま市は、埼玉県の実施したオンライン診療を実施する医療機関の調査に協力いたしました。その結果は、実施医療機関の一覧を埼玉県庁のホームページにおいて公表し、医療体制整備へ協力しております。

【保健福祉局保健所保健総務課】

3 教育

（1）合理的配慮とインクルーシブ教育システムの充実

（ア）合理的配慮に関する教育分野のガイドライン作成

さいたま市教育委員会では、「さいたま市学校職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」や「ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた授業づくり」を作成し、周知を図っております。今後も管理職を対象とした研修において、合理的配慮の提供の周知について進めてまいります。

【教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室】

（イ）学校現場等における発達障害への差別及び偏見の解消と事例の蓄積

障害を抱えている児童生徒への差別及び偏見の解消については、特別活動の授業や各教科等の授業の中での交流及び共同学習時等に指導をしております。

【教育委員会事務局学校教育部指導1課】

(2) 個に応じた適切な教育支援と潤いファイルの活用

(ア) 在籍校で通級指導が受けられる体制の整備（訪問指導とリモート指導）

現在さいたま市教育委員会では、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が身近な教室で指導が受けられるよう、通級指導教室の拡充を進めております。また、通級指導教室に通う児童生徒の指導効果を高めることを目的にして、通級指導教室担当者が児童生徒の在籍校に訪問して行う「訪問による指導」を必要な児童生徒に対して実施しているケースもございます。

【教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室】

(イ) オンライン教育の推進など ICT の環境整備と先端技術の効果的な活用

新型コロナウイルス感染症拡大防止にともなう学校の臨時休業を受け、国のGIGAスクール構想が加速したことにより、本市におきましては、令和3年3月までに1人1台の児童生徒用タブレット型コンピュータの整備を進めてまいります。

併せて、高速大容量の校内ネットワーク環境についても各校への整備を進めてまいります。

また、ICTを日常的に活用できる環境を整備するとともに、学習におけるICTの効果的な活用を促し、子どもたちの確かな情報活用能力を育ていけるよう、効果的な研修を行ってまいります。

【教育委員会事務局学校教育部教育研究所】

(ウ) 在籍級選択時の適切な情報提供（通常級における合理的配慮と情緒障害児学級の指導方法の違い）

学校は、本人・保護者が特別支援学級への入級を希望する時は、特別支援学級の見学や情報提供を行い、十分な相談を実施するようにしております。相談の進め方については、手引き等を作成し、管理職や関係職員に周知をしております。今後も丁寧な相談ができるよう周知を進めてまいります。

【教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室】

(エ) 進路先との適切な引継ぎと連携の充実（潤いファイルの一層の活用）

潤いファイルの活用につきましては、これまでも、教職員の研修会で周知しているところです。また、「保護者のための相談ガイド」でも周知するとともにさいたま市のホームページからもダウンロードできるようにしています。今後も活用について周知を進めてまいります。

【教育委員会事務局学校教育部特別支援教育室】

(3) 学校卒業後の発達障害者における障害を通じた多様な学習活動支援（余暇活動に結び付く教育の充実）

「障害者の生涯学習の推進」として、各公民館や図書館等では、障害者が地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、障害をテーマとした事業や、障害者に配慮した事業等を実施しておりますので、それらを一層充実させるとともに、引き続き様々な学習機会の提供に努めてまいります。

【教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課】

4 就労

(1) 発達障害者就労支援センターと障害者職場定着部門の創設（県と同等の施設設備）

さいたま市としては、新たな発達障害者専門の就労相談の部署の創設は予定しておりませんが、現状で、障害者総合支援センター内に発達障害者支援センターを設置し、発達障害者の方々の対人関係、就労、生活に関する悩み事に関する様々な相談を受けております。その中で、就労中の方々や就職活動を希望される方々に関しては、必要に応じ、就労支援係と連携し支援を行っております。今後も、関係機関と連携を図り、就労支援体制を継続してまいります。

【保健福祉局福祉部障害者総合支援センター】

(2) ジョブコーチの増員と発達障害の研修の強化

障害者総合支援センターでは、ジョブコーチの増員の予定はありませんが、様々な研修に参加することによりスキルアップに努めているほか、相談の中でより専門的な判断が必要な場合は、発達障害者支援センターにアドバイスを受けるなど、障害の理解に努めております。

今後も、就労支援担当職員やジョブコーチと発達障害者支援センターと連携を図るとともに、発達障害関連の講演会、研修会に参加し、発達障害の理解を深めるよう努めてまいります。

【保健福祉局福祉部障害者総合支援センター】

(3) 事業所に対する発達障害者の雇用管理の普及啓発

障害者総合支援センターでは、発達障害者を含め障害のある方の職場への定着を図るため、ジョブコーチの派遣をしております。

企業ごとに雇用管理の方法は異なりますが、必要に応じ、対人関係やコミュニケーションの苦手さがあること等、雇用側に発達障害の特性を伝え、働きやすい環境、人間関係、指導方法の情報を提供することや県障害者雇用サポートセンターと連携を図り、ノウハウの普及啓発をしています。

【保健福祉局福祉部障害者総合支援センター】

(4) テレワーク等の在宅就労に対応できる職業訓練の実施

さいたま市では、テレワーク等の在宅就労に対応した研修は実施しておりません。一般の新型コロナウイルスの影響で、在宅就労に切り替える企業が増えていることから、埼玉障害者職業センターにおいて、現在在宅就労向け職業訓練の導入の検討を始めたと伺っております。

一方、通所及び通勤が困難な方向けに「在宅学習」を実施し、在宅就労につながるスキルを習得させる就労移行支援事業所もあることから、相談があった場合にはこのような社会資源を活用していただくようご案内してまいります。

【保健福祉局福祉部障害者総合支援センター】